

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

| | |
|------------------------|---|
| 車 種 | シングルキャブ型ダンプトラック |
| ミッション | MT |
| 台 数 | 1台 |
| 総排気量 | ディーゼルエンジン 4,000CC クラス |
| 乗用定員 | 3人 |
| ドア数 | 2枚 |
| 車体カラー | ①塗料はハイソリッドラッカーを使用し車両全体を黄色(日本塗料工業会標準色 G4-346、標準色の改正があった場合は、これに相当する塗色とする)を用い、下塗り1回、中塗り1回、上塗り2回を行う ②前面、両側面及び後面に幅15cmの帯状かつ水平の白色帯を設ける ③フロントバンパー及びテールゲート下部に白と赤のストライプを公安委員会の道路維持作業車の仕様に合致するように塗色する(別添①参照) |
| 指定文字等 | ボディサイドの白色帯前部から『(ハマのマーク)横浜市道路維持作業車』と黒色丸ゴシック体(一文字13cm×13cm)で記入し、前両側後部ドアの白色帯下部分に『旭土木事務所』(縦6cm×横6cm)と記入(別添①参照) |
| 装備品(別紙可) | ①AM・FM ラジオ②時計③洗車キット④バックブザー⑤アンダーミラー⑥左右電動格納サイドミラー⑦ETC 車載器(セットアップ込)⑧ドライブレコーダー⑨移動作業灯(ハーネス付き)⑩導板掛⑪助手席サンバイザー⑫エアコン⑬タイヤチェーン一式⑭ELR 三点式ベルト⑮サイドバイザー⑯フロアマット⑰間欠ワイパー⑱車両用消火器(ABC 消火器1kg)⑲サイドバンパー⑳鳥居上部枕木/角出㉑丸棒型ステップ㉒荷台(土砂積載可)㉓架装㉔輪止め一式㉕車体右側に輪止め入れ㉖キー4本(イモビライザー・キーレスエントリー式)㉗スペアタイヤ(格納部に納めて納車)㉘けん引フックを前後に設置 |
| 特別装備 | ①黄色LED散光式警光灯(パトライト製 AZF-M1LB-Y または同等品)を運転席屋根中央部に取り付け、運転席助手席とも点滅操作できる位置にスイッチを設置すること ②ダンプ三方開き、表面鉄板張り、後部はダブルフック付き、低床式(床面地上高900mm以下) ③乗員座席はビニールレザー張りとし、床は鉄板加工をして前後の床にラバーマットを敷く |
| 例示車種 | メーカー、車名、グレード |
| | いすゞ自動車 : エルフ |
| | 日野自動車 : デュトロ |
| 車両総重量5トン未満(準中型免許対応)に限る | |

| | |
|---------|-----------------------------------|
| | 最大積載量 2 トン以下に限る |
| その他参考事項 | 現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 4,000 km |
| | ドライバーの状況 : 専任 複数人 (どちらかに○) |
| | 九都県市指定低公害車 : 適合 |

- 2 物品納入期限 令和3年4月2日
- 3 借入期間(本年度分) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 4 借入月数(本年度分) 12か月
- 5 予定借入期間 7年間
及び最終日 令和10年3月31日
- 6 物品保管場所 所在地 横浜市旭区今宿東町1555番
名称 横浜市旭区旭土木事務所
TEL 045-953-8801

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。

再リースする場合の月額賃借料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第 12 条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注局課

所在地 横浜市旭区今宿東町 1555 番

担当者 旭区旭土木事務所

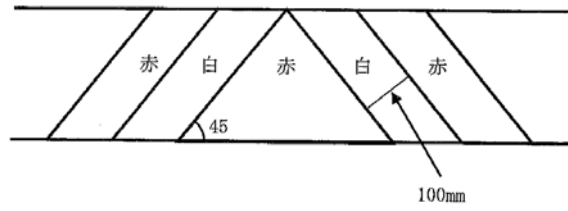
T E L : 045-953-8801

小泉

F A X : 045-952-1518

別添①

フロント・リアバンパー
ストライプ仕様



○本市徽章

明治42年6月5日
告示第44号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム
地質 白
徽章 赤



寸法割合

高サハ横ノ100分ノ70
線幅ハ横ノ100分ノ8
線隙ハ線幅ノ4分ノ1